農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２６条第１項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成３１年３月２９日

下松市長　國　井　益　雄

記

１　協議の場を設けた区域の範囲
　下松地区（米川地区及び切山地区を除く）

２　協議の結果を取りまとめた年月日
　平成３１年３月２９日

３　当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
　８経営体数
　　法人　　３経営体
　　個人　　５経営体

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
　担い手はいるが十分ではない。

５　農地中間管理機構の活用方針
　地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６　地域農業の将来のあり方
　法人については、経営安定化のため複合化を進める。
　加工を中心とした６次産業化を推進する。
　減農薬、減化学肥料を図り、より安全安心な農作物の生産を目指す。
　地域の高齢化が進んでいるため、新規就農の促進を図る。